

函館市社会福祉施設給食管理運営指針 新旧対照表（平成28年5月13日改正）

改正前	改正後
<p>第1 目的 この指針は、社会福祉法第2条に規定する次の社会福祉施設を対象として、施設における給食管理の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするものであること。</p> <p>〔 救護施設、保育所、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設 〕</p> <p>第2～第3の2（1）（略） （2）給食業務の分担と周知 ア～ウ（略） エ 保育士（例） ①調乳</p> <p>3 給食運営会議 （1）（略） （2）当該会議には、施設長、給食責任者、介護職員、支援員、保育士、看護師、事務職員などの関係職員が参加すること。</p> <p>（3）～第4の2（略） 3 保育所における取扱い</p> <p>保育所における給与栄養目標量の設定および食品構成表の作成に当たっては、1および2に定めるもののほか、平成27年3月31日雇児発第0331第1号・障発第0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」、平成27年3月31日雇児母発第0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭</p>	<p>第1 目的 この指針は、社会福祉法第2条に規定する次の社会福祉施設を対象として、施設における給食管理の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするものであること。</p> <p>〔 救護施設、保育所、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、 幼保連携型認定こども園（2号認定子どもおよび3号認定子どもに 対する食事の提供に限る。） 〕</p> <p>幼保連携型認定こども園における1号認定子どもに対する食事の提供については、各園の判断に委ねられるものであるが、本指針の目的を踏まえ、適切に実施すること。</p> <p>第2～第3の2（1）（略） （2）給食業務の分担と周知 ア～ウ（略） エ 保育士、保育教諭（例） ①調乳</p> <p>3 給食運営会議 （1）（略） （2）当該会議には、施設長、給食責任者、介護職員、支援員、保育士、保育教諭、看護師、事務職員などの関係職員が参加すること。</p> <p>（3）～第4の2（略） 3 保育所、幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）における取扱い</p> <p>保育所等における給与栄養目標量の設定および食品構成表の作成に当たっては、1および2に定めるもののほか、平成27年3月31日雇児発第0331第1号・障発第0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」、平成27年3月31日雇児母発第0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家</p>

函館市社会福祉施設給食管理運営指針 新旧対照表（平成 28 年 5 月 13 日改正）

改正前	改正後
<p>局母子保健課長通知「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」および平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を参考とすること。</p> <p>なお、保育所は、栄養士の配置が義務付けられていない施設であり、栄養士等給食に関する専門知識を有する職員がいない保育所については、栄養管理等の給食管理運営に当たり、函館市保健福祉部または子ども未来部の管理栄養士からの助言を受けながら、適切な食事の提供に努めること。</p> <p>4 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保育所における食育の推進</p> <p>保育所においては、食育の推進により、児童に「食を営む力」を身に付けさせることが目標となっており、日々の給食の提供に当たっては、次の点に留意し、食育の計画との整合性を図ること。</p> <p>5～第6の2 (略)</p> <p>3 検食</p> <p>検食は、入所者等の栄養、嗜好、衛生的観点から点検するために行うものであること。</p> <p>検食は、給食の調理後、配膳前に、施設長、給食責任者、介護職員、支援員、保育士等が交替で、1名の者が1食分について行うこと。</p> <p>(以下略)</p>	<p>庭局母子保健課長通知「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」および平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を参考とすること。</p> <p>なお、保育所等は、栄養士の配置が義務付けられていない施設であり、栄養士等給食に関する専門知識を有する職員がいない保育所等については、栄養管理等の給食管理運営に当たり、函館市保健福祉部または子ども未来部の管理栄養士からの助言を受けながら、適切な食事の提供に努めること。</p> <p>4 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保育所等における食育の推進</p> <p>保育所等においては、食育の推進により、児童に「食を営む力」を身に付けさせることが目標となっており、日々の給食の提供に当たっては、次の点に留意し、食育の計画との整合性を図ること。</p> <p>5～第6の2 (略)</p> <p>3 検食</p> <p>検食は、入所者等の栄養、嗜好、衛生的観点から点検するために行うものであること。</p> <p>検食は、給食の調理後、配膳前に、施設長、給食責任者、介護職員、支援員、保育士、保育教諭等が交替で、1名の者が1食分について行うこと。</p> <p>(以下略)</p>